



正副会長・支部長会議

令和8年度第2回正副会長・支部長会議を開催

当連盟は、8月24日(月)、令和8年度第2回の正副会長・支部長会議を東京都文京区の文京シビックセンター会議室にて開催した。林野庁からは、木材産業課井堀秀雄上席木材専門官、同課尾近茂流通班担当課長補佐、業務課池田秀明企画官にご出席頂いた。

開催にあたり伊藤正雄会長は、本日は6月の定期総会以来、初めての会議であ



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 柱本 修
東京都文京区後楽 1-7-12
〒112-0004 林友ビル6階
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

り、林野庁の方から最新の林業・木材行政の情報提供をいただく貴重な機会、皆様からも、各地の市況・業況について情報提供していただくと挨拶した。会議では、林野庁からの情報提供の後、各支部からの木材需給・市況の報告、令和8年度熊本地震と千葉豪雨の被害状況の報告、事務局からの事業方向等が議論された。

次回理事會については、令和8年11月16日(月)に東京にて開催することを決定した。

1. 林野庁からの情報提供

井堀上席木材専門官からの情報提供

□森林・林業基本計画について

森林・林業基本計画の中で木材産業に関わる取組の方向性について、具体的な事例を交え、次のご説明をいただいた。

(1) 強靱な国産材サプライチェーンの構築

ア原木の安定供給体制の構築

今後の取組

○原木流通における商流・情報流・物流の合理化・効率化を図るため、中間土場等の流通施設の整備(ハード面)とICTを活用した情報共有等(ソフト面)を一体的に推進する。

○地域の実情に応じた原木流通の合理化・効率化に向け、「デジタル林業戦略拠点」において、原木流通コーディネートによる関係者間の情報共有や連携体制の構築に向けた実証的な取組を進める。

イ持続可能な木材取引の推進

①需給情報の共有・ストック機能の強化

等

今後の取組

○木材サプライチェーン全体で需給動向を共有するため、各段階の事業者を対象とした「木材需給見通しアンケート」を実施し、その結果を公表するとともに、価格の大幅な下落など需給環境に変化が生じた際には、「原木需給モニタリングレポート」を作成・公表する。

○需給変動時にも対応できるストック機能の強化に向け、ストックヤードや製品保管庫等の整備を推進する。

○国有林野事業では、林業・木材産業関係者等から地域の木材需給動向を把握し、必要に応じて素材販売の調整等を実施する。

②コスト構造や木材の価値に関する情報共有等

今後の取組

○木材に係るコスト構造の整理や立木価格に関する情報提供を行うとともに、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく取引ルールの周知及び商慣習の見直しを推進する。

○「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドライン」やクリーンウッド法の仕組みを活用し、合法性・持続

性に関する取組状況等の情報伝達を促進する。

○「需給情報連絡協議会」を活用し、木材のコスト構造や価格形成等に関する情報共有・意見交換を行い、関係者間の共通認識の形成を進める。

(2) 国産材の供給力強化

ア木材産業の生産性向上と供給力強化

今後の取組

○大断面部材等の非住宅向け部材や横架材・ツーバイフォー工法用部材に重点を置いた施設整備を推進するとともに、製品保管庫等を整備し、ストック機能を強化する。

○木材加工流通施設における生産ラインの効率化や自動化設備の導入等を推進し、省力化及び生産性向上を図る。

○これらの取組に加え、複数工場による共同受注や相互補完体制の構築を促進し、多様な品質・数量ニーズへの対応を進める。

イ品質性能の確かな製品の供給

今後の取組

○構造用製材のJAS格付率向上に向け、人工乾燥機等の導入を推進するとともに、中小規模の製材工場等の連携によるJAS製品の供給体制の構築を促進する。

○JASについては、利用実態に即した区分や基準の見直しを進めるとともに、認証業務の省人化・合理化に向け、測定機器の精度向上や認証機関による認証技術向上の取組を進める。

ウ付加価値の高い製品の供給

今後の取組

○大径材の利用拡大に向け、内装材や平

角材等の高付加価値製品の生産に対応した施設整備を推進するとともに、木取り技術や乾燥技術等の普及を進める。また、関係者の連携による生産者の顔の見える製品の持続的な供給を推進する。

○国産広葉樹材の需要情報や利用事例等の共有、広葉樹製品の生産・流通に向けたサプライチェーンの構築を促進するため、需要側と供給側が参画するプラットフォームを設立する。

工木材産業における人材確保 今後の取組

○木材加工流通施設における自動化設備やデジタル技術の導入、安全装置の導入等を推進するとともに、「木材産業の作業安全診断マニュアル」等を活用した自主的な安全管理の取組を促進する。

○林業高校等における木材加工等を含む実践的なカリキュラムの取組事例を整理・普及するとともに、育成就労制度や特定技能制度の活用等により外国人材の受入れ・定着を促進する。

□木材市場事業者向けの支援制度

木材市場事業者が活用できる補助制度、税制優遇制度、金融制度について、詳しくご説明いただいた。(資料は4ページに掲載)

○池田業務課企画官からの情報提供

令和8年度国有林野事業の主要取組事項として次の事項についてご説明いただいた。昭和100年記念分収造林(グリーン・シェアリング)の開始、帰還困難区域における森林整備の本格化、生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き・

事例集の公表、生分解性オイルの利用に向けた取組の開始、改正森林経営管理制度施行に合わせた国有林の取組、樹木採取権制度・造林付き立木システム販売の令和8年度の公募予定、シカ残渣減容化の取組の推進、造林・生産事業等の効率化に向けた取組の強化、チルトロータリーの活用を通じた森林土木工事の生産性向上に向けた取組、山地災害の被害調査の迅速化に向けた取組。また、令和8年度の立木販売や素材販売等の主要事業量、森林・林業基本計画を踏まえた国有林施策の具体化に関する検討状況等についてもご説明いただいた。

国有林材の供給調整については、令和8年度の第一四半期の各森林管理局の供給調整検討委員会が開催され、近畿中国森林管理局及び四国森林管理局において、昨年末からの西日本を中心としたヒノキの需要低迷に伴う対応として、ヒノキを対象として供給調整(立木販売物件の搬出期限の延長)を実施する等の情報提供をいただいた。

2. 各地の木材需給・市況動向の報告

各支部長から、各地の木材製品や住宅資材等の需給と価格の動向、住宅・非住宅の建築の動向、取引の状況と木材市場の対応と課題、令和8年度熊本地震と8月の千葉豪雨による会員木材市場の被害状況等について報告が行われた。

情報意見交換

林野庁出席者を交えた情報・意見交換では、森林・林業基本計画の取組の方向についての対応、補助・税制・金融制度の活用方法、中東情勢による石油製品の

供給の状況、トラック輸送費の高騰が長距離の木材輸送に及ぼす影響、木材製品の価格転嫁の現状、地場工務店の状況、公共建築物の木造化促進の課題、住宅価格の高騰の着工数への影響、外材から国産材への転換の状況、内装材への木材利用の重要性、中国の輸出規制による刃物製造への影響、ヒノキ原木価格の動向等の幅広い事柄について熱心な議論が行われた。

3. 業務・情勢報告

事務局から、①令和8年度木材アドバイザー養成講習会の日程、②政策提言(要望事項)、③令和9年度林業・木材産業関係税制及び金融についての要望等、④林野庁委託調査事業の実施状況等について報告。

また、令和8年熊本地震と千葉豪雨により被害を受けた会員市場へのお見舞金の支給を決定した。

■林野庁幹部を表敬訪問、政策提言を手交

令和8年8月24日(月)、正副会長・支部長会議の開催に先立ち、伊藤正雄会長はじめ副会長・支部長等11名が林野庁を訪問し、清水浩太郎林野庁次長、望月健司林政部長、齋藤健一森林整備部長、木下仁仁国有林野部長にお会いして、政策提言を手交した。

政策提言の概要

1. 石油関連製品の価格高騰や供給不安が住宅着工や森林整備等に影響を及ぼすことがないよう、供給不安の解消と価格の安定に向けた対策の継続

2. 令和8年熊本地震と千葉豪雨により被災した木材市場及び輸出も含む木材流通体制の早急な復旧。木造仮設住宅の整備、木材市場のストック機能を活用した木材供給システムの構築

3. スギ大径材やA材・里山広葉樹等を有効活用している地域の中小製材所が付加価値の高い製品を安定生産・供給できるよう技術開発、乾燥等の設備や乾燥技術習得への支援、操業安定に向けた財政・金融面と需要拡大に向けた支援。中小製材工場がJAS製材を供給する体制整備。

4. 内装材の木材利用による心理面、身体面、学習面での効果の情報発信。中大規模建築物等の内装の木質化を促進するため防火・耐火基準に対応した木材利用方法の開発・普及。

5. 非住宅分野の建築、木造集合住宅の建築に一般流通の製材品を利用する構法



清水次長表敬訪問



清水次長との懇談

の開発・普及。製材品の利用方法について施主側の理解の促進

6. 軽油引取税の免税措置の延長。木材市場のストック機能や需給調整機能の強化、流通の効率化・省エネ化のための支援

7. 再造林や若者の安定雇用が可能となる木材価格の実現。木材製品への価格転嫁を促進。山元への利益還元を通じた森林資源の循環利用の実現

8. 森林整備、素材生産、木材加工流通業の担い手育成、中小事業者も含めた国産材の安定供給体制を構築

9. 働き方改革を踏まえた輸送手段の確保、効率的な物流を推進するため林道等の整備、鉄道貨物や内航船の円滑な利用に向けた体制整備。

10. 優良材の生産、地域振興、供給調整等を考慮した臨機応変な国有林材の生産・販売



木下部長との懇談

11. 木材アドバイザーの普及と認知度の向上

■森林管理局の国有林材供給調整検討委員会

○関東森林管理局 6月30日

〈検討結果〉

原木の出材量については、若干の下落傾向であり、原木価格についてスギはおおむね横ばい、ヒノキは下落傾向にある。国産材製品については、値下がり傾向となっている。また、これから虫害が発生しやすくなるため、価格の下落は引き続きとみられる。中東情勢による現場への影響については、接着剤や副資材、機械作動油などの調達が不安定な状況であり、木材供給に不安が広がっている。

なお、中央国有林野供給調整検討委員会の委員への聞き取りにおいては「資材価格の高騰による住宅着工の減少に伴う

需要の落ち込みが予見される一方、輸送費の高騰や円安の進行に伴う外材から国産材への代替の拡大、将来的な供給不安からの見込み需要に伴う需要の増加など、相反する動きがみられるところであり、状況を注視する必要がある。」との意見があった。

以上のことを踏まえ、現時点では国有林材の供給調整は不要と判断される。国有林においては、各地域の状況を踏まえた的確な供給に取り組むとともに、供給調整が必要となった場合に備え、地域の実情に即して機動的に対応策が打てるよう引き続き検討をお願いする。

○近畿中国森林管理局 7月1日

〈検討結果〉

国産丸太の出材量は、全体として順調であるが、梅雨期を迎え、減少する傾向が見られる。合板については、スギは順調であるものの、住宅着工の減少に伴う合板メーカーの減産が影響し、ヒノキの荷動きは非常に低調となっており、合板向けヒノキの原木価格は下げ止まっている。チップ用材の需要は旺盛ではあるものの製材・合板ともにヒノキの製品需要の低迷が顕著となっており、ヒノキ丸太については、先行きは不透明である。

このことから、ヒノキの原木価格の下落が顕著な地域においては、ヒノキ丸太の供給調整を弾力的に対応できるようにするため、国有林において搬出期限が迫っている売買契約済みのヒノキを含む立木販売物件について、地域の実情を踏まえ限定的に搬出期間の延長を行うことが望ましい。

なお、国有林においては、地域におけ

る木材需要動向、民有林材の出材状況等について注視しつつ、国有林からの素材並びに立木の安定供給・販売に努めることとし、引き続き、地域の実情に即した供給調整のあり方を検討していく。

○九州森林管理局 6月26日

〈検討結果〉

国有林材については、現時点において早急に供給調整を図る必要には無く、当面は安定的な原木供給に資するよう努めるべきである。なお、昨今の社会情勢等を踏まえ、原木及び製品等の動向をより一層注視すべきである。

○各森林管理局の国有林材供給調整検討委員会における意見の概要及び資料等は林野庁と各森林管理局のウェブサイトに掲載

■林野庁夏の人事異動(抄)

8月6日付異動等から抜粋、順不同、敬称略

○(退職) ↑小坂善太郎(長官) ↑長崎屋圭太(国有林野部長) ↑木下仁(森林整備センター審議役) ↑村上幸一郎(治山課長) ↑赤羽元(内閣官房地域未来戦略本部参事官)

○(畜産局長) ↑谷村栄二(次長) ↑清水浩太郎(林政部長) ↑望月健司(大臣官房文書課長)

○(大臣官房統計部長) ↑松村孝典(関東森林管理局長) ↑増井国光(大臣官房付)

○(経営局協同組織課長) ↑難波良多(木材利用課長) ↑古渡義幸(内閣法制局第一部参事官)

木材市場事業者向けの主な支援制度

補助制度



木材加工流通施設の整備

木材の安定供給や流通機能の強化を図るため、一定の要件を満たす木材加工・流通施設の整備を支援します。木材市場事業者が行う原木選別機、ストックヤード等の流通施設の整備や、フォークリフト、フォークローダ等の荷役機械の導入等が支援対象となります。

- 補助事業は、年度ごとの予算措置に基づき実施され、都道府県を通じて公募・採択が行われます。活用に当たっては、公募時期や対象要件等について、都道府県へお問い合わせください。

税制優遇制度



施設・機械に関する税制

● 軽油引取税の課税免除

木材市場等内の事業場内で、木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ等の動力用軽油について、一定の要件の下で軽油引取税が免除されます。

● 中小企業経営強化税制(所得税・法人税)

経営力向上計画の認定を受け、一定の要件を満たす機械装置やソフトウェア等を導入した場合、即時償却または取得価格の10%(資本金3,000万円超の場合7%)の税額控除を受けることができます。

● 中小企業投資促進税制(所得税・法人税)

一定の要件を満たす機械装置やソフトウェア等を取得した場合、通常の減価償却に加えて30%の特別償却または取得価格の7%(資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)の税額控除を受けることができます。

事業用地に関する税制

● 事業所税の特例

木材市場、木材販売業等の事業に供する木材保管施設について、事業所税の課税標準の4分の3が控除されます。

● 地価税の特例

木材市場の用地や一定の木材業者の木材保管用土地について、地価税の軽減措置があります。

※ 現在、地価税は課税停止中です。

金融制度



運転資金

● 木材産業等高度化推進資金

木材市場開設者や木材卸売業者等を対象に、丸太や木材製品の購入、輸送、加工等に必要な運転資金を低利で融資する制度です。事業実施主体は都道府県で、利用には合理化計画等の認定が必要です。

設備資金

● 林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる方の経営改善や新たな事業展開等に必要な設備資金を、無利子で融資する制度です。事業実施主体は都道府県で、利用には一定の要件があります。

資金調達の円滑化

● 林業信用保証制度

林業・木材産業事業者の金融機関からの借入について、農林漁業信用基金が債務保証を行い、資金調達を支援する制度です。

☆原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者向け金融支援

ウクライナ情勢、中東情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業・木材産業関係事業者を対象に、資金繰りを支援するための金融支援措置が講じられています。

木材市場事業者についても、一定の要件の下で、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付や農林漁業信用基金による債務保証等を活用することができます。

各支援制度の詳細はこちらから
(林野庁ホームページ)



補助制度(R7補正) 補助制度(R8当初) 林業金融・税制制度